

町田市民文学館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 2 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市民文学館条例の一部を改正する条例

町田市民文学館条例（平成１８年６月町田市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

１ 施設使用料

施設の名称	定員（人）	利用単位及び使用料（円）			
		午前（午前９時から午後零時３０分まで）	午後（午後１時から午後５時まで）	夜間（午後５時３０分から午後１０時まで）	全日（午前９時から午後１０時まで）
大会議室	５４（机あり） １０８（机なし）	２，１００	２，４００	２，７００	７，２００
第１会議室	１２	３００	４００	５００	１，２００
第２会議室	１２	３００	４００	５００	１，２００
第３会議室	６	２００	２００	２００	６００
第４会議室	１２	３００	４００	５００	１，２００
第５会議室	１２	３００	４００	５００	１，２００
第６会議室	３０	９００	１，２００	１，３００	３，４００
保育室	１２	５００	６００	７００	１，８００

別表第２の２の表備考中「の１回」を「１回」に、「会議室の利用区分ごとに１回」を「施設の利用時間に相当する時間」に改める。

附 則

この条例は、平成２３年８月１日から施行する。ただし、別表第２の２の表の改正規定は、公布の日から施行する。

町田市民文学館条例新旧対照表（改正後）

__部分は改正部分

別表第2(第12条関係)

1 施設使用料

施設の名称	定員(人)	利用単位及び使用料(円)			
		午前(午前9時から午後零時30分まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時30分から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
大会議室	54(机あり) 108(机なし)	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>2,700</u>	<u>7,200</u>
第1会議室	12	300	400	500	<u>1,200</u>
第2会議室	12	300	400	500	<u>1,200</u>
第3会議室	6	200	200	200	<u>600</u>
第4会議室	12	300	400	500	<u>1,200</u>
第5会議室	12	300	400	500	<u>1,200</u>
第6会議室	30	900	<u>1,200</u>	<u>1,300</u>	<u>3,400</u>
保育室	12	500	600	700	<u>1,800</u>

備考 略

2 附属設備使用料

略

備考 使用単位「1回」とは、施設の利用時間に相当する時間とする。

町田市民文学館条例新旧対照表（改正前）

__部分は改正部分

別表第2(第12条関係)

1 施設使用料

施設の名称	定員(人)	利用区分ごとの使用料			
		(午前) 午前9時から午後 零時30分ま で	(午後) 午後1時から午後 5時まで	(夜間) 午後5時30分か ら午後10時ま で	(全日) 午前9時から午後 10時まで
大会議室	54(机あり) 108(机なし)	<u>1,900円</u>	<u>2,200円</u>	<u>2,500円</u>	<u>6,000円</u>
第1会議室	12	<u>300円</u>	<u>400円</u>	<u>500円</u>	<u>1,100円</u>
第2会議室	12	<u>300円</u>	<u>400円</u>	<u>500円</u>	<u>1,100円</u>
第3会議室	6	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>500円</u>
第4会議室	12	<u>300円</u>	<u>400円</u>	<u>500円</u>	<u>1,100円</u>
第5会議室	12	<u>300円</u>	<u>400円</u>	<u>500円</u>	<u>1,100円</u>
第6会議室	30	<u>900円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,000円</u>
保育室	12	<u>500円</u>	<u>600円</u>	<u>700円</u>	<u>1,700円</u>

備考 略

2 附属設備使用料

略

備考 使用単位の1回とは、会議室の利用区分ごとに1回とする。